

新型コロナウイルスの感染拡大に伴うガス料金の特別措置について

2020年 4月16日

寒河江ガス株式会社

新型コロナウイルス感染拡大予防に向けた「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の施行に伴い、政府の「新型コロナウイルス感染症対策本部」における「生活不安に対する緊急措置」を踏まえた経済産業省からの要請を受け、生活に影響をうけられているお客さま等からお申し出を受けた場合に、下記のとおりお支払い期限の延長の特別措置を講ずることと致します。

記

1. 適用対象

寒河江ガスをご利用いただき、新型コロナウイルス感染拡大の影響により「緊急小口資金・総合支援資金」の貸付を受けたお客さま

2. 対象の料金

2020年3月、4月、5月検針分で、お支払い期限が4月25日以降のもの

3. 延長期限

お支払い期限1ヶ月間（原則）

*支払い期限日は、ガスの検針日の翌日から起算して50日目となります。

4. 特別措置のご相談、お申込み

特別措置の適用のご相談、お申込みについては、当社までご連絡ください。

☎ 0237-86-2333

受付対応 平日 午前8時30分～午後5時00分

*誠に申し訳ございませんが、土曜日、日曜日、祝日のご対応は致しておりません。